

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年6月8日 |
| 【会社名】 | オプテックス株式会社 |
| 【英訳名】 | OPTEX Company,Limited |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役会長兼代表取締役社長 小林 徹 |
| 【本店の所在の場所】 | 滋賀県大津市におの浜四丁目7番5号 (同所は登記上の本店所在地で、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行って おります。) |
| 【電話番号】 | 該当事項はありません。 |
| 【事務連絡者氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 滋賀県大津市雄琴五丁目8番12号 |
| 【電話番号】 | 077(579)8000(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役兼執行役員管理統括本部長 東 晃 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

平成28年6月7日開催の当社株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年6月7日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員及び監査等委員会に関する規定を追加し、監査役及び監査役会に関する規定を削除する。また、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲を変更するため、所要の変更を行う。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、小林 徹氏、東 晃氏、上村 透氏、柴田昌彦氏及び今井貴之氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、黒田 由紀男氏、桑野幸徳氏及び尾迫 勉氏を選任する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額300,000千円以内（役員賞与を含み、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。）とする。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額43,000千円以内とする。

第6号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|--------|---------|--------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 | 127,184 | 1,185 | 516 | (注)1 | 可決 98.16 |
| 第2号議案 | | | | | |
| 小林 徹 | 127,468 | 901 | 516 | | 可決 98.38 |
| 東 晃 | 128,052 | 317 | 516 | | 可決 98.83 |
| 上村 透 | 128,312 | 57 | 516 | | 可決 99.03 |
| 柴田 昌彦 | 128,312 | 57 | 516 | | 可決 99.03 |
| 今井 貴之 | 128,312 | 57 | 516 | | 可決 99.03 |
| 第3号議案 | | | | | |
| 黒田 由紀男 | 122,708 | 5,661 | 516 | | 可決 94.71 |
| 桑野 幸徳 | 117,525 | 10,844 | 516 | | 可決 90.71 |
| 尾迫 勉 | 128,346 | 23 | 516 | | 可決 99.06 |
| 第4号議案 | 128,318 | 51 | 516 | | 可決 99.04 |
| 第5号議案 | 128,322 | 47 | 516 | | 可決 99.04 |
| 第6号議案 | 120,978 | 7,391 | 516 | | 可決 93.37 |

(注)1 議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成です。

2 第2号議案から第6号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上